

平成27年10月29日

生命保険窓販商品の追加

## － 第一フロンティア生命『プレミアレシーブ』（円建）を取扱開始 －

<正式名称：定期支払金付積立利率変動型終身保険>

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成27年11月2日（月）から、定期支払金付積立利率変動型終身保険『プレミアレシーブ』（円建）（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）の販売を開始いたします。

当行は、充実した生命保険窓販商品のラインナップにより、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

### 記

#### 1. 商品名

『プレミアレシーブ』（円建）

<正式名称：定期支払金付積立利率変動型終身保険>

（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）

#### 2. 販売開始日

平成27年11月2日（月）

#### 3. 商品概要

##### 『プレミアレシーブ』の主な特徴

この保険は、積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の円建の終身保険です。

この保険では、死亡保険金および定期支払金をお支払いします。

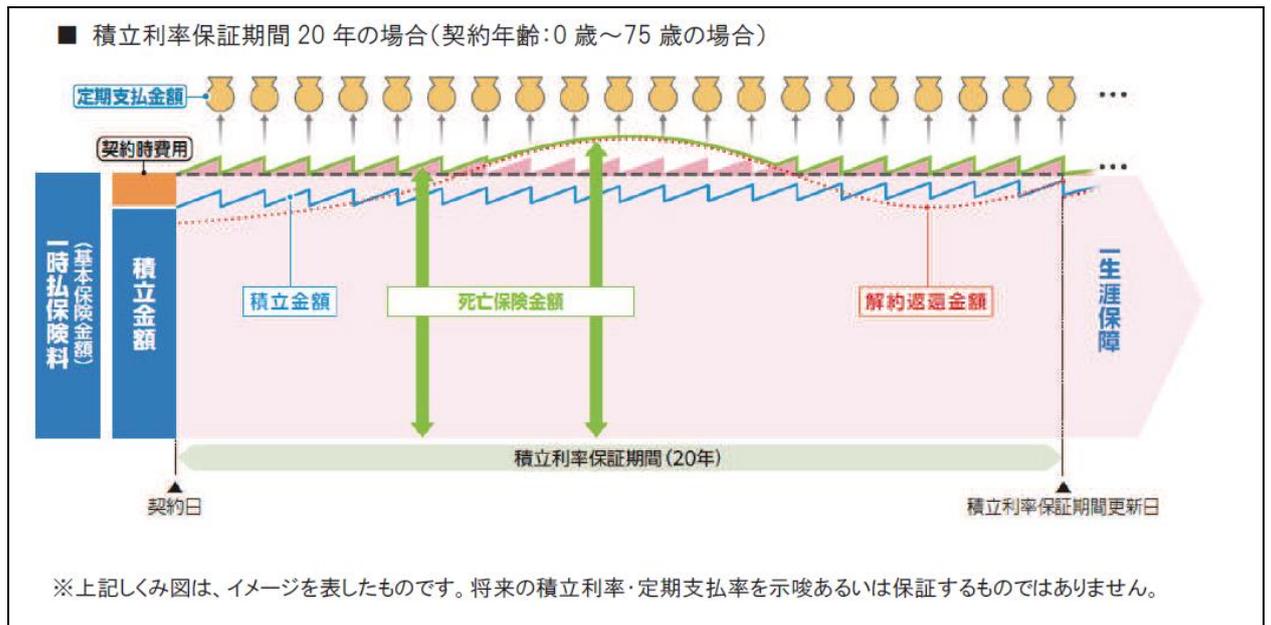
I. 定期支払金が、指定口座に毎年自動的に振り込まれます。

- 定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り毎年、一生にわたってお受取いただけます。
- 定期支払金額は積立利率保証期間を通じ一定です。積立利率保証期間は20年（契約年齢が0歳～75歳）または15年（契約年齢が76歳～87歳）で、積立利率保証期間が更新された場合には、見直し後の定期支払金額が次の積立利率保証期間を通じ一定となります。

II. 死亡保険金は、一時払保険料相当額が最低保証されます。

- 死亡保険金額は、被保険者が死亡した時の次のいずれか大きい金額となります。「解約返還金額」または「基本保険金額 + 定期支払金額 × 経過月数 ÷ 12」によって計算される金額
- 死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額がさしひかれるものではありません。

(1) 商品のしくみ図



(2) 主なお取扱い

基本 保険金額 (一時払 保険料)	最低	100 万円 (1 万円単位)
	最高	5 億円 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、死亡保険金額の通算限度があります。
積立利率保証期間		20 年 (契約年齢が 0 歳~75 歳) または 15 年 (契約年齢が 76 歳~87 歳) ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が 76 歳以上 (積立利率保証期間が 20 年の場合) または 91 歳以上 (積立利率保証期間が 15 年の場合) となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。
契約年齢		0 歳~87 歳 (契約日における被保険者の満年齢) ※適用される積立利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。
付加できる特約		・年金支払移行特約 ・死亡給付金等の年金払特約

諸費用

この保険は、ご契約時に「契約時費用」を負担していただきます。また、ご契約後には、ご契約の維持、死亡保険金などを支払うために必要な費用を負担していただきます。

<ご契約時>

基本保険金額に対して、被保険者の満年齢に応じて定める以下の率を乗じた金額を負担していただきます。

契約時費用	積立利率保証期間 20 年	
	75 歳以下	4.5%
	積立利率保証期間 15 年	
	76 歳	3.50%
	77 歳	3.37%
	78 歳	3.24%
	79 歳	3.11%
	80 歳	2.98%
	81 歳	2.85%
	82 歳	2.72%
	83 歳	2.59%
	84 歳	2.46%
	85 歳	2.33%
	86 歳	2.20%
87 歳	2.07%	

<ご契約後>

積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金などを支払うための費用（積立利率を最低保証するための費用を含みます）の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金・定期支払金を支払うための費用を控除します。

※上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

<特定のご契約者に負担していただく費用>

「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加して特約年金をお受取になる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金 額に対して 0, 35%	年金支払開始日以後、特約 年金支払日に控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金支払とともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2015年11月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、特約年金受取期間を通じて適用されます。

クーリング・オフ

この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

**【解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）】**

- ・ この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整（※）を行うため、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

（※）市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。  
このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

●ご注意いただきたい事項

- ・ 「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- ・ 「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり（変額商品のみ）」を必ずご覧ください。
- ・ 当行（募集代理店）の行員（生命保険募集人）は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・ 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・ 保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- ・ 保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。（保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。）失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。

以上